

平成 2 5 年 3 月 7 日（木曜日）

議 事 日 程 第 4 号

平成 2 5 年 3 月 7 日（木曜日）午前 1 0 時開議

- | | | | |
|-----|-----------|--|------------|
| 第 1 | 報告第 1 号 | 専決処分報告について（平成 2 4 年度大仙市一般会計補正予算（第 9 号）） | （質疑・委員会付託） |
| 第 2 | 議案第 1 1 号 | 大仙市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について | （質疑・委員会付託） |
| 第 3 | 議案第 1 2 号 | 大仙市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について | （質疑・委員会付託） |
| 第 4 | 議案第 1 3 号 | 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | （質疑・委員会付託） |
| 第 5 | 議案第 1 4 号 | 大仙市災害見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定について | （質疑・委員会付託） |
| 第 6 | 議案第 1 5 号 | 大仙市協和環境保全基金条例の一部を改正する条例の制定について | （質疑・委員会付託） |
| 第 7 | 議案第 1 6 号 | 大仙市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について | （質疑・委員会付託） |
| 第 8 | 議案第 1 7 号 | 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | （質疑・委員会付託） |
| 第 9 | 議案第 1 8 号 | 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | （質疑・委員会付託） |

- 第 1 0 議案第 1 9 号 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 1 議案第 2 0 号 大仙市児童館及び児童センターに関する条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 2 議案第 2 1 号 大仙市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 3 議案第 2 2 号 大仙市長期優良住宅建築等計画認定等手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 4 議案第 2 3 号 大仙市簡易水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 5 議案第 2 4 号 大仙市地域雇用基金条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 6 議案第 2 5 号 大仙市音楽交流館条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 7 議案第 2 6 号 大仙市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 8 議案第 2 7 号 大仙市地域ふれあいセンター条例を廃止する条例の制定について
(質疑・委員会付託)
- 第 1 9 議案第 2 8 号 大仙市過疎地域自立促進計画の変更について
(質疑・委員会付託)
- 第 2 0 議案第 2 9 号 大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び大曲仙北広域市町村圏組合同規約の一部変更について
(質疑・委員会付託)
- 第 2 1 議案第 3 0 号 大曲仙北広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について
(質疑・委員会付託)
- 第 2 2 議案第 3 1 号 秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更の訂正について
(質疑・委員会付託)
- 第 2 3 議案第 3 2 号 市道の路線の認定及び廃止について (質疑・委員会付託)
- 第 2 4 議案第 3 3 号 平成 2 4 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計への繰入額の変更について
(質疑・委員会付託)

- 第 2 5 議案第 3 4 号 平成 2 5 年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入れについて
(質疑・委員会付託)
- 第 2 6 議案第 3 5 号 平成 2 5 年度大仙市公共下水道事業特別会計への繰入れについて
(質疑・委員会付託)
- 第 2 7 議案第 3 6 号 平成 2 5 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰入れについて
(質疑・委員会付託)
- 第 2 8 議案第 3 7 号 平成 2 5 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計への繰入れについて
(質疑・委員会付託)
- 第 2 9 議案第 3 8 号 平成 2 5 年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて
(質疑・委員会付託)
- 第 3 0 議案第 3 9 号 平成 2 5 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計への繰入れについて
(質疑・委員会付託)
- 第 3 1 議案第 4 0 号 平成 2 5 年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れについて
(質疑・委員会付託)
- 第 3 2 議案第 4 1 号 平成 2 4 年度大仙市一般会計補正予算 (第 1 0 号)
(質疑・委員会付託)
- 第 3 3 議案第 4 2 号 平成 2 4 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)
(質疑・委員会付託)
- 第 3 4 議案第 4 3 号 平成 2 4 年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(質疑・委員会付託)
- 第 3 5 議案第 4 4 号 平成 2 4 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算 (第 4 号)
(質疑・委員会付託)
- 第 3 6 議案第 4 5 号 平成 2 4 年度大仙市奨学資金特別会計補正予算 (第 1 号)
(質疑・委員会付託)
- 第 3 7 議案第 4 6 号 平成 2 4 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
(質疑・委員会付託)
- 第 3 8 議案第 4 7 号 平成 2 4 年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)
(質疑・委員会付託)
- 第 3 9 議案第 4 8 号 平成 2 4 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
(質疑・委員会付託)

第 4 0	議案第 4 9 号	平成 2 4 年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号） （質疑・委員会付託）
第 4 1	議案第 5 0 号	平成 2 4 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計補正予算（第 1 号） （質疑・委員会付託）
第 4 2	議案第 5 1 号	平成 2 4 年度大仙市上水道事業会計補正予算（第 3 号） （質疑・委員会付託）
第 4 3	議案第 5 2 号	平成 2 5 年度大仙市一般会計予算（質疑・委員会付託）
第 4 4	議案第 5 3 号	平成 2 5 年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算 （質疑・委員会付託）
第 4 5	議案第 5 4 号	平成 2 5 年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算 （質疑・委員会付託）
第 4 6	議案第 5 5 号	平成 2 5 年度大仙市土地区画整理事業特別会計予算 （質疑・委員会付託）
第 4 7	議案第 5 6 号	平成 2 5 年度大仙市学校給食事業特別会計予算 （質疑・委員会付託）
第 4 8	議案第 5 7 号	平成 2 5 年度大仙市奨学資金特別会計予算 （質疑・委員会付託）
第 4 9	議案第 5 8 号	平成 2 5 年度大仙市簡易水道事業特別会計予算 （質疑・委員会付託）
第 5 0	議案第 5 9 号	平成 2 5 年度大仙市公共下水道事業特別会計予算 （質疑・委員会付託）
第 5 1	議案第 6 0 号	平成 2 5 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算 （質疑・委員会付託）
第 5 2	議案第 6 1 号	平成 2 5 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計予算 （質疑・委員会付託）
第 5 3	議案第 6 2 号	平成 2 5 年度大仙市農業集落排水事業特別会計予算 （質疑・委員会付託）
第 5 4	議案第 6 3 号	平成 2 5 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計予算 （質疑・委員会付託）

- 第55 議案第64号 平成25年度大仙市スキー場事業特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第56 議案第65号 平成25年度大仙市内小友財産区特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第57 議案第66号 平成25年度大仙市大川西根財産区特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第58 議案第67号 平成25年度大仙市荒川財産区特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第59 議案第68号 平成25年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第60 議案第69号 平成25年度大仙市船岡財産区特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第61 議案第70号 平成25年度大仙市淀川財産区特別会計予算
(質疑・委員会付託)
- 第62 議案第71号 平成25年度市立大曲病院事業会計予算 (質疑・委員会付託)
- 第63 議案第72号 平成25年度大仙市上水道事業会計予算 (質疑・委員会付託)
- 第64 陳情第58号 最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業の支援の拡充を求め
ることについて (委員会付託)
- 第65 陳情第59号 鍛冶町地内の消雪施設の改修について (委員会付託)

出席議員 (27人)

1番 藤田君雄	2番 佐藤文子	3番 後藤健
4番 佐藤隆盛	5番 藤井春雄	6番 杉沢千恵子
7番 茂木隆	8番 小山緑郎	9番 小松栄治
10番 富岡喜芳	11番 佐藤清吉	12番 石塚柏
14番 大野忠夫	15番 渡邊秀俊	16番 高橋敏英
17番 児玉裕一	18番 佐藤芳雄	19番 大山利吉
20番	21番 高橋幸晴	22番 本間輝男
23番 橋本五郎	24番	25番 橋村誠
26番 佐藤孝次	27番 武田隆	28番 千葉健

29番 竹原弘治 30番 鎌田 正

欠席議員（1人）

13番 金谷道男

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

説明のため出席した者

市 長	栗 林 次 美	副 市 長	久 米 正 雄
副 市 長	老 松 博 行	教 育 長	三 浦 憲 一
代表監査委員	福 原 堅 悦	総 務 部 長	元 吉 峯 夫
企 画 部 長	小 松 辰 巳	市 民 部 長	山 谷 勝 志
健康福祉部長	佐々木 昭	農 林 商 工 部 長	高 橋 豊 幸
建 設 部 長	田 口 隆 志	上 下 水 道 部 長	小 松 春 一
病 院 事 務 長	伊 藤 和 保	教 育 指 導 部 長	小 笠 原 晃
生涯学習部長	佐 藤 裕 康	総 務 課 長	伊 藤 義 之

議会事務局職員出席者

局 長	佐々木 誠 治	次 長	竹 内 徳 幸
主 幹	堀 江 孝 明	主 席 主 査	田 口 美 和 子
主 査	佐 藤 和 人		

午前10時00分 開 議

○議長（鎌田 正） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

欠席の届出は、13番金谷道男君であります。

○議長（鎌田 正） それでは、議事に入ります。

本日の議事は、議事日程第4号をもって進めます。

○議長（鎌田 正） 日程第1、報告第1号から日程第42、議案第51号までの42件を一括して議題といたします。

これより質疑に入りますが、通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております報告第1号から議案第51号までの42件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（鎌田 正） 次に、日程第43、議案第52号から日程第63、議案第72号までの21件を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次質疑を許します。最初の発言は13番金谷道男君ですが、欠席により、ただいま議場におりませんので、会議規則第51条第4項の規定により、通告の効力は失われました。よって、発言はできません。

予算質疑を続けます。

次に、17番児玉裕一君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、17番。

【17番 児玉裕一議員 登壇】

○議長（鎌田 正） はじめに、1番の項目について質疑を許します。

○17番（児玉裕一） おはようございます。だいせんの会の児玉でございます。一般質問は4年ぶり以上の質問でありまして、特に予算質疑は初めての状況でありますので、詩を忘れたカナリヤとありますけれども、質問を忘れたカラスのようなものですので、皆さん方の当局の説明をよろしくお願いいたしたいと思っております。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

9款1項5目70事業、空き家等対策費についてお願いいたします。

市では平成23年度に大仙市空き家等の適正管理に関する条例を作りまして、全国に先駆けて実施してまいりました。この条例に関しては大変な興味を示し、全国から多くの視察が来ていると聞いております。

市の調査では、平成23年度より平成24年度は空き家の件数が減少したとの報告を

聞いておりますが、今後は、ひとり暮らしの老人等がいっぱいあります関係上、さらに増加する傾向にあると思われませんが、市といたしましては今後どんな対策を考えているのかお知らせいただきたいと思えます。

○議長（鎌田 正） 1 番の項目に対する答弁を求めます。久米副市長。

○副市長（久米正雄） 児玉裕一議員の質問にお答え申し上げます。

空き家対策についてであります。

はじめに、市で管理、把握しております空き家の数は、現時点、これは25年の1月末時点でありますけれども1,317件であります。昨年の3月末の数が1,415件であります。これには昨年中に新たに空き家になった36件が加わっておりますので、実質は134件の減少となっております。

昨年12月から全ての空き家を巡回調査したところ、再び人が住み始めた空き家が48件、市の指導・助言等を受けずに所有者が自発的に解体した空き家も38件確認できました。これらは空き家条例制定の波及効果だと思われまますので、今後も定期的に空き家の巡回調査を行い、危険な空き家を放置しないよう監視してまいりたいというふうに思っております。

市では、崩壊等の危険のある空き家については、市の条例に基づき適正に管理していただくよう、空き家の所有者へ積極的に指導・助言をしております。この指導・助言を受けまして自主的に解体した事例が35件、それから、市からの補助金を活用して解体した事例も13件ありました。

また、所有者に資力がなく、このまま放置しておきますと周辺に危険が及ぶと判断した場合は、市が行政代執行によって解体工事に着手いたします。今後も条例の目的である倒壊等の事故、犯罪、火災等を未然に防止するために、積極的に適正管理の指導・助言に努め、市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与してまいりたいというふうに考えております。

一方、市では、平成24年5月25日に大仙市住生活基本計画に基づき、空き家バンク制度要綱を作成して、市ホームページ上で空き家の利活用に努めております。建築年数があまり経っていない今後も十分に利用可能な空き家で、転売や賃貸可能な物件につきましては、この空き家バンク制度を活用していただくようPRに努めてまいり所存であります。

また、他の自治体の事例では、まちなかにある空き家について所有者から建物と土地

を市に寄附していただいた後に空き家を解体し、跡地を周辺の自治会組織で公園や雪の排雪場所に活用している例も報告されております。今後、こうした空き家の活用方法についても研究してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（鎌田 正） 再質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、17番。

○17番（児玉裕一） ただいまの答弁で大変よくわかりました。しかし、今年も大雪というようなことで、3年続きの大雪というようなことで、今後、雪消えと同時にかなり危険な空き家もあると思いますので、そこら辺は市として十分に調査した上で、地域住民にご迷惑のかからないような方向でこの空き家対策を解決していただきたいと思えます。答弁はいりません。

○議長（鎌田 正） 次に、2番の項目について質疑を許します。

○17番（児玉裕一） 2つ目の質問は、6款1項3目61事業の青年就農給付金事業費についてであります。

市では平成24年度もこの事業を行ってきましたが、今年度からさらに大仙市農業の若い担い手を育成するために、新規就農者に給付金を給付することとしております。大変いい事業でありますために、かなりこのもらいたいという農家があるわけですが、少しハードルが高いようにも考えられますが、今後はこの事業をさらに拡大して、農家のためにいい事業にしていきたいと思えますけれども、市ではこの事業をどういうふうに拡大していくのかお知らせ願いたいと思えます。

○議長（鎌田 正） 2番の項目に対する答弁を求めます。久米副市長。

○副市長（久米正雄） 青年就農給付金事業費についてお答え申し上げます。

青年就農給付金は、就農前の研修期間に給付される準備型と、それから、就農後の農業を始めて間もない時期に給付する経営開始型に分類されております。

準備型は、秋田県農業公社が窓口となって研修生に直接給付していることから、市の予算を経由はしておりませんので、青年就農給付金のうち経営開始型にかかわる予算が計上されております。

新規就農者は高い志と希望を持って就農しておりますが、農業用機械や農業用施設の初期投資が経営を圧迫するほか、作物の栽培技術が安定するまでの間は安定した農業収

入が得られないことなどが懸念されております。このような経営リスクを背負って就農する若手農業者の経営が軌道に乗るまでの間、給付金の支給により農業経営を支援する制度が青年就農給付金の経営開始型であり、平成24年度から国の事業として制度化されております。

経営開始型につきましては、人・農地プランに中心となる経営体として位置付けられることが必要であり、また、就農時点の年齢が45歳未満のほか、親元からの独立就農や所得制限などの要件がありますが、年間150万円が最長5年間にわたって給付されることから、新規就農者を支援する有効な施策の一つであります。

平成24年度においては、給付対象者12人に対して1,050万円が給付される予定となっており、また、平成25年度当初予算には、事務費を含めて29名分として4,360万円を計上しております。

また、市の予算には計上ありませんが、市の新規就農者研修施設等での研修終了後1年以内に独立して自営就農することや農業法人等への就農が確実な場合には、青年就農給付金の準備型の150万円が最長2年間給付される制度もあります。

なお、準備型を選択しない研修生については、年間90万円を最長2年間給付する市の研修奨励金制度で支援し、将来の大仙市農業の担い手育成、定着化に積極的に取り組んでおります。

現行の青年就農給付金制度については、農業を志す若者が安心して就農に取り組むための施策として効果が期待できることから、国に対しても制度の継続を働きかけてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鎌田 正） 再質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、17番。

○17番（児玉裕一） 今、副市長から縷々説明ありましたがけれども、現在、農家にとって担い手がいない騒がれておりますけれども、担い手はいるはずですが、ただやっぱり、そこに農業で暮らしていける親たちも子供たちに与えるものがないから、やっぱり仕事をしている関係だと思っておりますので、そこら辺のハードルをもう少し下げながら、着実に農家に担い手が残るような政策にしていきたいと思っております。答弁はおりません。

○議長（鎌田 正） 次に、3番の項目について質疑を許します。

○17番（児玉裕一） 3つ目の質問をさせていただきます。10款5項6目17事業、旧池田氏庭園整備事業費についてであります。

市では、国指定名勝「旧池田氏庭園」の保存伝承を図るため、平成16年度から45年度までの30年間計画で国庫補助事業を活用し整備されてきましたし、これからも整備するわけですが、しかし、今後もう20年もの長期にわたる事業であるため、いささか私たちとしても心配される面も多々あるわけです。市では、もう少し短期に整備できる方策はないのかお知らせ願いたいと思います。

○議長（鎌田 正） 3番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美） 質問の旧池田氏庭園整備事業についてお答え申し上げます。

国指定の文化財の整備を行う場合は、文化庁では学識者や専門委員で構成した保存整備審議会による計画を樹立することを必須としております。大仙市においてもこの方針に基づいて「旧池田氏庭園保存整備管理計画」の策定を行い、対応しているものであります。

この保存整備管理計画では、庭園を当時の状態に復原できる環境整備期間は、平成45年度までの30年が必要であり、その30年を第1期・第2期・第3期の3に分け、それぞれの期間を10年として環境整備を計画的に推進するものとしております。

整備状況についてであります。第1期の平成16年から平成25年までの10年間は、庭園の早急な修理・修繕期間として、主に池の浚渫や庭園のシンボリックな存在であります洋館及び米蔵などの整備を行ってまいりましたが、平成25年度には第1期工事が終了の節目の年となっております。

次に、進捗状況についてですが、平成25年度計画しております米蔵及びガイダンス施設の2つの整備事業費の1億900万円を含めまして、第1期の事業費総額が5億7,200万円であり、保存整備計画全体における総事業費10億円に対し、平成25年度末で概ね57%の進捗となる予定であります。

なお、これらの事業は補助率が2分の1の国庫補助事業を活用しているものであります。

特に平成25年度に予定しているガイダンス施設整備につきましては、整備の進捗にあわせて実施してまいりました庭園の一般公開において、来園者数も2年連続で年間2万人を超えてきた状況を勘案して、国の新規事業の採択内示を受けて計画しているものであります。

平成25年度のガイダンス施設、平成26年度には管理棟や米蔵、そして駐車場の完成も予定され、進捗率としては65%と大きく進展し、整備の一つの目途となりますので、いよいよ本格的な公開がスタートできるものと考え、準備をしているところであります。

主に残っております旧池田氏庭園の5つの蔵がありますけれども、今一番大きい米蔵を間もなく修復できることとなっておりますが、残っている4つの蔵につきましては年次計画、この2期計画、あるいは3期計画の中で順序に修復をしていくという、こういうふうになっているところであります。

大仙市における文化財保護行政のテーマは、文化財の活用と観光振興や地域活性化への連携であると認識しておりますので、平成25年・26年度には、例のJRのデザインキャンペーンや、あるいは国民文化祭の開催がありますので、これまで臨時的・暫定的に対応してきた道路案内標識や駐車場及び駅からのアクセス問題、案内ガイドの養成など、来園者へのサービス対応施策につきましても文化財保護サイドの限定した考え方ではなくて、観光活用という視点で新しく発足する大仙市観光物産協会や旅行業者など民間サイドと一体となり、いわゆるバランスのとれた取り組みを推進してまいりたいというふうに考えております。

○議長（鎌田 正） 再質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） これにて17番児玉裕一君の質疑を終わります。

【17番 児玉裕一議員 降壇】

○議長（鎌田 正） 次に、27番武田隆君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、27番。

【27番 武田隆議員 登壇】

○議長（鎌田 正） 1番の項目について質疑を許します。

○27番（武田 隆） 私は、予算編成のあり方についてご質問させていただきます。

予算は市の基本構想の将来像や基本理念を実現するために策定する基本計画を効率的に実現するための手段であり、予算編成のあり方としてはボトムアップ型の予算編成が理想であると考えます。市全体の事業については、本庁各課の考え方に基づいた予算要求であると思いますが、地域関連事業については支所単位での予算要求が妥当であると

思います。が、これまでの予算編成において支所での地域関連の予算要求にあたっては、財源的な問題もあると思いますが、現状維持や補修等の経費にとどめるように考え方を押しつけられ、我慢を強いられているように感じられます。合併以来そうした流れから、支所では新規に、そして真に地域住民のために必要と思われる事業を考えたり着手できない体制になっていることは、否めない現実となっていると思います。地域のための新規事業を、各支所の考え方で立案し実行できるような予算編成を今後考えていただきたいし、そうすることにより職員の前向きな考え方や夢を与えることにもつながり、地域の方々に目を向けた行政運営につながっていくのではないかと思います。市長の見解をお伺いします。

次に、市長は予算編成のたびにスクラップ・アンド・ビルドと言われますが、平成25年度の予算案を見てみますと、一般会計の主な事業の説明書では、総務部が14件のうち3件、企画部が31件のうち7件、市民部が25件のうち4件、健康福祉部が29件のうち2件、農林商工部が59件のうち12件、建設部が19件のうち2件、上下水道部が4件のうち0件、教育指導部が10件のうち2件、生涯学習部が16件のうち4件が新規の事業となっております。

比率では、継続となっている事業が約8割でありますし、また、新規事業の中でも私がざっと目を通す限りにおいては、継続に近い事業や過去にも予算化、あるいは計画がなされていた事業などがあり、教育関連の何件かは目新しいと感じられる事業がありましたが、そのほかの新規事業は目新しい、あるいは斬新で、これこそは大仙市らしいと思われる事業がないように感じられるのであります。新規・継続合わせ、これまでの事業についてしっかりと検証し、効果を確認した上での事業予算の編成であったのかどうか市長の見解を伺います。よろしくお願ひします。

○議長（鎌田 正） 1番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美） 質問にお答えします。

質問の予算編成のあり方についてであります。はじめに、地域関連事業につきましては、平成25年度の当初予算編成方針にも示しておりますとおり、「市政は市民のため」の基本理念のもと、市民ニーズや地域事情を的確に踏まえたきめ細かな施策の推進を柱の一つに掲げ、予算編成作業を進めてまいりました。

これを踏まえ、市民からの要望や各地域から出されている懸案事項等については、各支所が主体となってその内容を的確に把握するとともに、それぞれの特性に応じた行政

需要に対し、きめ細かな対応を図りながら、効率的・効果的な事業実施に結びつける予算としております。

また、予算編成の流れにおいても各部局による予算編成方針を各支所に示した上で、支所から出された要求については本庁各部局において取りまとめの上、それぞれの支所を交え十分にヒアリングを行った上で本庁・支所共通の認識のもとに予算の要求を行っております。

市の予算は実施計画をはじめとした様々な計画を基本に組み立てられておりますが、計画立案の際には各分野においてスプリングレビューや様々な協議を通じて、それぞれの地域の考えを積極的に取り入れ、地域が主体となったまちづくりに結びつけたものとしているつもりであります。

限られた財源のもと、各地域が求めている事業をすべて実施することは困難ですが、今後も地域の声を十分にくみ取り、地域の活性化や主体性を、より一層図った予算編成に努めてまいりたいと考えております。

次に、スクラップ・アンド・ビルドについてであります。これまでの各年度においても予算編成の基本方針として掲げており、限られた財源を有効に活用するとともに、新規に事業を創出したり事業を拡大する場合には、既存事業の見直し等により財源を確保し、メリハリのある予算とすることにしております。

大仙市においては、子育て、教育、地域医療、経済雇用生活対策、農業振興、防災など各分野において県内の自治体に先駆け各種施策も実施してきており、合併後においては既存事業の見直しを図りながらも数多くの新規事業を立ち上げ、市民福祉の向上や地域の活性化に努めてきております。

各年度における新規事業の立案や選択にあたっては、市の施策に対する市民による市民評価結果を十分に踏まえるほか、既存事業についてはPDCAサイクルにより各事業の計画、実行、評価、改善の各プロセスについて、市民ニーズに対する成果を客観的な視点から評価し、その評価結果を予算に反映させております。

平成25年度当初予算につきましては、地方交付税の減額や市債発行額の抑制などにより財源確保が大変厳しい状況のもとで編成作業を進めてまいりましたが、こうした中におきましてもスクラップ・アンド・ビルドという考え方を積極的に取り入れながら、これまで行ってまいりました市民サービスの向上が図られている施策の継続を図ったほか、新規事業につきましても必要な施策を厳選し、予算に計上しております。

新規事業や見直しを図った主な事業につきましては、当初予算の資料として議員の皆様のお手元に既にお配りしておりますが、大仙市の特色を活かした新規事業としては、不登校や引きこもり問題を支援していく「子ども・若者育成支援事業」や農業経営の多角化による経営安定を支援する「6次産業化施設整備事業費」、子供の学力向上や心の支援を図る「キャリア教育推進・総合的な学力育成事業」などが挙げられます。

今後も合併特例期間の終了により、財政状況は一層厳しくなっておりますが、常に市民の目線に立って、限られた財源を有効に活用しながら、より効果的・効率的な財政運営に努めてまいりたいと思います。

○議長（鎌田 正） 再質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、27番。

○27番（武田 隆） 我が会派大地の会の予算要望で、予算執行に関して市財務規則の事務決裁規定の見直しを図っていることから、支所各課が所管する予算については支所長が支所各課と連携調整を図ることで、一定枠の地域ニーズは支所長決裁での実施が可能となるように、支所長専決権限を大きく拡充しており、本庁所管課を経由することなく即座に対応できることになっているとの回答がありました。が、このことは、あくまでも支所管内の市民要望による道路補修や側溝修繕など道路維持等に限ったことだけであり、市河川の改修や浚渫工事など、支所単独で実行したいと考える事業等は該当しないということであるのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（鎌田 正） 再質疑に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美） ちょっと突然の事例であれですけれども、今おっしゃったような河川の浚渫とかですね河川の改修、そういう大きなものは、これは市全体として考えなきゃならないと思っていますので、該当しない、させないという考え方になります。これは事前に支所から様々な形で本所の建設部と協議をさせて、それでその小さいことではないので、大きい計画になりますので、これはしっかり市全体としての計画の中で位置付けてやらなきゃならない、そういう性格のものになると思います。

○議長（鎌田 正） 再々質疑ありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、27番。

○27番（武田 隆） 答弁はいりませんが、昨年予算質疑でも述べさせていた

だきましたが、経済とはすなわち経世済民、国を治めて民を救うということであり、元来は政治という意味であります。要するに、政治イコール経済ということで、経済力をアップさせることが政治の宿命であり、市長には大仙市の経済の活性化、経済力アップに全力を注いでいただき、市民生活の安定を構築していただくことをお願いし、質疑を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（鎌田 正） これにて27番武田隆君の質疑を終わります。

【27番 武田隆議員 降壇】

○議長（鎌田 正） 次に、3番後藤健君。

（「3番」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、3番。

【3番 後藤健議員 登壇】

○議長（鎌田 正） はじめに、1番の項目について質疑を許します。

○3番（後藤 健） おはようございます。まっすぐ大仙の後藤でございます。一般質問と今日の予算質疑と3日間にわたって行われてまいりましたが、遂に私が最後ということで、よろしくお付き合いくださいますようお願いいたします。

今回、予算質疑ということで、市債の発行についてと昨年の予算質疑でも取り上げましたけれども、特定不妊治療・不育症治療費補助金について、大きく2項目についてお尋ねしますので、よろしくようお願いいたします。

まず1項目め、市債の発行についてです。

今回、滑り込みで通告をした後で、もしかすれば一般質問でもよかったのかなと思いましたが、どうぞこの場でお付き合いくださいますよう、よろしくお願いいたします。

今回、市債のうち臨時財政対策債を中心に質問したいと思います。よろしくお願いいたします。

まず、臨時財政対策債ですが、平成25年度当初予算の概要についての資料を見ますと、全会計の市債の現在高は、ピークであった平成19年度の1,110億円から年々減少し、平成25年度末見込みで1,020億と、少しずつではありますが着実に減ってきているのとは逆に、臨時財政対策債については合併をした平成17年度に94億3,000万だったものから年々増加の一途をたどり、平成25年度末見込みでは187億2,000万円と、合併当初から93億円もの増額になっているようでございます。

私はこの臨時財政対策債について、ちょっと疑問といいますか落とし穴があるのではないのかなと思っておりまして、だからこそ今回この予算質疑で取り上げるわけでございますけれども、まず、確認の意味も込めましてお尋ねしたいと思います。

全体の話として、現在発行されている市債のうち、今年度、国から交付税で措置される起債全体の額、この臨時財政対策債も当然そうなんですけれども、交付税で措置される起債全体の発行額と交付税で措置されるであろう予定の額と、当然そのうち臨時財政対策債の発行額と、同じく交付税で措置されるであろう予定の額をお知らせ願いたいと思います。

次に、臨時財政対策債に対する市当局の認識についてお尋ねいたします。

先程申しましたように臨時財政対策債の起債残高は年々増え続けている状況にあります。この臨時財政対策債は、本来普通交付税として交付されるべき額を国でお金がないために地方に起債させ、その起債分は償還利子を含めて後年度、国が100%交付税措置される制度であると私は解しておるところでございますけれども、国で交付税として渡すお金がないから地方に交付税のかわりに起債させると、確かに地方から見れば交付税と同じような位置付けの財源と考えることもできるわけではございますけれども、この私、お金がないから起債するというこの制度は、実質的な借金ではないのかなというふうに思っているわけでございます。ただ単にその先送りをしているというのと同じではないのかと考えますけれども、そのあたり市当局の、この臨時財政対策債に対する認識というのは、どのようにお考えかお尋ねいたします。

次に、その臨時財政対策債を発行する際の要件についてお伺いいたします。

市では、公債費負担適正化計画を策定し、公債費負担適正化に計画的に取り組むなどして、市全体の市債残高は少しずつではありますが減少していることは先程も述べたとおりであると思います。

そこで、先程も申しましたが、この実質的な借金であると私は思っているわけですが、この臨時財政対策債についても公債費負担適正化計画等に則りですね、発行する要件を設けることによって起債の額を抑え、右肩上がりの発行額にストップをかけることができるのではないのかなと考えます。現在、臨時財政対策債の発行に際し、何かしらの要件があるのか、ない場合には、この先、要件を設ける考えがあるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

まず1点。

○議長（鎌田 正） 1番の項目に対する答弁を求めます。久米副市長。

○副市長（久米正雄） 後藤議員のご質問にお答え申し上げます。

はじめに、市債の交付税措置についてであります。平成25年度当初予算における全会計（一般会計・特別会計・企業会計）の市債発行総額は65億6,658万8千円となっております。このうち後年度に交付税措置のある市債の発行額は60億6,718万8千円であり、発行総額全体の約92%となっております。

なお、市債の種別によってこの交付税の算入率が異なっております。

主なものといたしまして、合併特例債については70%の算入、過疎債についても同じく70%の算入、それから、辺地債については80%算入、臨時財政対策債については100%の算入などとなっております。

これらの市債の交付税算入額は、元金償還部分で46億5,853万3千円でありまして、市債発行総額全体の約70%となっております。

また、利息についても現時点では金額が確定はしておりませんが、元金と同様に後年度の交付税に算入されることとなります。

次に、臨時財政対策債についてであります。

これは議員お話のとおり地方交付税の財源不足を補うための制度であり、地方交付税の原資である国税五税の所得税・酒税・法人税・たばこ税・消費税収入が不足した場合、その不足する金額の一部を個々の自治体が地方債を発行する形で立て替えておき、期間を明確にした上で後年度その元利償還金全額を地方交付税で補填するという仕組みであります。

また、使途目的が定まった通常のこの地方債とは異なりまして、投資的経費以外の経費にも充てることができることから、一般財源としての区分がされております。そういうことで、主な財政指標である実質公債費比率や将来負担比率などの分母として用いられる標準財政規模に算入されております。このようなことから、臨時財政対策債については、地方に新たな負担を生じさせるものではないことから、実質的には地方交付税の代替財源であるというふうに捉えております。

なお、臨時財政対策債については、当初は平成13年度から平成15年度までの3年間の臨時的措置として導入された地方債でありました。しかしながら、国において地方交付税の原資不足が解消されないことから、現在に至るまでその措置が延長されまして、現在では平成25年度までの制度となっております。13年間というふうな形になりま

す。

臨時財政対策債の発行可能額については、これまで各地方公共団体の人口を根拠とする「人口基礎方式」と、それから各地方公共団体の財源不足額や財政力を考慮した「財源不足額基礎方式」の2つの方法により算出されておりました。しかしながら、25年度からはこの財政力の弱い地方公共団体に配慮し、財源調整機能を強化するというふうな観点から「財源不足額基礎方式」のみで算出することとなっております。言い換えますと、財政力の弱い団体ほど、この臨時財政対策債の発行可能額の割合を減らしまして、普通交付税の割合を増やすというふうな形になります。

また、元利償還金の地方交付税の算入については、後年度からの普通交付税の基準財政需要額に20年償還、うち3年据え置きルールのもとに措置されることとなっております。

臨時財政対策債については、あくまでこの発行が可能というふうなことでありますけれども、そういうことで発行しなければならないというふうなものではありませんけれども、大仙市はじめ地方を取り巻く環境が年々厳しさを増しておりまして、税収も増加も見込めないというふうな中では、現状では一般財源の確保のためにこの臨時財政対策債を発行せざるを得ないというふうな状況であります。

本来であれば地方交付税として交付されるべき財源を、この地方が借金の形で肩代わりしているものでありますので、国においては地方交付税の原資となるこの国税五税の法定率の改正を図った上で、原則に立ち帰り、地方の財源不足については全額地方交付税で措置するように今後も働きかけてまいりたいというふうに考えております。

○議長（鎌田 正） 再質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、3番。

○3番（後藤 健） 本来は交付税でお金をくれということは、まったくもってそのとおりでございまして、あとはこの臨時財政対策債について私が何を懸念しているのかといいますと、これ、国は本当に最後まで面倒を見てくれるのかなということでございます。先程副市長の答弁にもありましたけれども、どこの自治体も今、この臨時財政対策債に頼らざるを得ないというような状況であると思っています。どこの自治体も右肩上がりで起債残高が増えている状況にあるのではないのかなと思っています。

そこでその臨時財政対策債の全国的に見ますと、平成20年度に20兆円だったもの

が平成23年度末には40兆円となっているようでございます。当然それに比例して国が措置する償還分、交付税も年々増えていっている状況ではないのかなと思います。その分、国にこの臨時財政対策債の償還分が大きな負担をかけているというふうなことになると思っております。その国に大きな負担をかけた結果ですね、さすがにこの100%の措置をやめますよというような話は、詐欺に近いようなことは言わないにしても、ほかの部分でその交付税の総額を減らされるですとか、今まであったその補助金なんか削られるといったような、その結局、地方にしわ寄せが来てしまう場合があるのではないのかなと私は懸念しているわけでございます。そうなった場合はですね、その100%措置というものは変わらないので、目に見える部分では国がこの臨時財政対策債を国が償還しているというふうに映るわけでございますけれども、ほかの部分が削られることによって、これは結局地方のこの臨時財政対策債の償還を地方が負担しているというふうになるのではないのかなということでございます。

それともう一つはですね、地方側の自治体側の懸念なんですけれども、起債した臨時財政対策債の償還分としてその後年度、交付税で措置されることなんですけれども、交付税は当然使途に色分けがされていないということで、自由に使えるお金であります。本来その臨時財政対策債の償還分として自治体に償還された分をですね償還に充てない、もしくは減債基金にも積み立てないままですね、ちょっとほかに使いたい事業があるのでそっちの使途に回してしまった場合には、その分を将来的に一般財源等で賄う必要が生じるわけでございます。そうすると、もろにその市の財政運営に支障を来してしまう可能性があるのではないのかなという懸念を私は持っているわけでございます。

以上、2つに対する市当局の懸念、2つ目の懸念については同じような回答になるかもしれないんですけれども、この大仙市においてですね臨時財政対策債も含めてほかの交付税措置される起債も含めてなんですけれども、その交付税算入分を償還、もしくはその減債基金以外への使途に回している例があるのかどうかというところをお尋ねしたいと思います。

○議長（鎌田 正） 再質疑に対する答弁求めます。久米副市長。

○副市長（久米正雄） まず、この臨時財政対策債、国で後年度交付税措置するというふうなことで始めた制度でありますので、我々は国がそれはちゃんと償還終了まで、20年間は20年間ちゃんと元利償還金を交付税の基準財政需要額の中に算入して大仙市の公債費はこれだけ臨時財政対策債の元利償還金はこれだけありますよ、これだけかかり

ますよということで算入する、これは変わらないというふうに考えております。

それから、この例えの話でありましたけれども、そういう償還金の財源があれば交付税では国全体では約20兆円弱で、大仙市には百九十数億来ていますけれども、ただ今現在、国のこの交付税総額が増えていない、逆に若干減っているというところの中で、議員心配されるように、この臨時財政対策債の償還費が増えていくと、ほかの需要額がいろいろあるわけですが、その分がこれまで100が算入されたものが99とか98とか、そういう懸念はあるわけでありまして。ですから、そこいら辺をそれぞれの団体がそれを考慮した財政運営をしていかなければならないというふうに考えております。

それとまた、やはりいろいろ地方も固有の財源とか確保しながら、できれば地方交付税に頼らない財政運営をできれば一番いいわけですが、財政力指数が0.3というふうな状況の中では、なかなかやはり大仙市としては地方交付税の確保が一番の課題でありますので、これは今後とも国にそれを要望してまいりたいというふうに考えているわけでありまして。

ただその中でやっぱり年間の財源の中でいろいろ工夫して、経費を節減したり等して基金に積み立てたりして後年度の財政調整財源として積み立て等も行っておる、そういうことをしているというふうな考え方でありまして。

○議長（鎌田 正） 再々質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、3番。

○3番（後藤 健） 再々質疑の前に、交付税措置された分を大仙市ではそのほかの事業に回しているのかどうかというところを一点まず聞きたいと思っております。

先程、久米副市長の答弁にもありましたけれども、この交付税というのは減ることはあっても、僕は爆発的にこの先増えることはないというふうに思っております、これもありましたけれども、大仙市だけがこの頑張ったところで国全体で見れば焼け石に水の的なところもあるのかもしれないんですけども、交付税の総額が減っている中で、この臨時財政対策債の償還分が増えていくということは、やっぱりその交付税としてその自由に使える分が減ってしまうということになると僕は思うんですよ。そうなった場合、やっぱり結局こういったことのしわ寄せが、全国の自治体の結果だと思うんですけども、そういったしわ寄せが結局この地方に来るのではないのかなというふうな思いで今回の質問させてもらったところでして、是非この先、この臨時財政対策債については、

是非慎重に進めていただきたいなというふうに思いまして述べさせていただいて、1項目めの質問を終わりたいと思います。

○議長（鎌田 正） 久米副市長。

○副市長（久米正雄） 今の地方交付税の絡みでありますけれども、地方交付税は財政需要額、それから収入額の、この差額が地方交付税として交付されるというふうな形になっておりまして、この基準財政需要額の考え方でありまして、これは標準的な財政需要を積算するわけでありまして、個々の団体の特別な部分までは算入されていないわけでありまして、例えば税金なんか100%収入に見ているわけじゃなくて、7割を算入しているわけでありまして、3割ぐらいは市が独自に使えるというふうなことであります。そういうことで、この基準財政需要額は例えば消防費とか道路橋梁費とか公園とか小学校・中学校とかいろいろな経費、市として標準的な係る経費を財政需要として積算しております。その金額が大仙市の場合は173億程度であります。そして公債費等の部分が、これによりまして公債費が34億程度が公債費として元利償還金が算入されております。そのほか必要な経費等含めて総額で、需要額総額が210億程度であります。それで収入が、これで見ますと収入が——需要が合わせまして225億程度でありまして、それから収入を75億程度差し引いて、そして差し引いた額が150億程度になりますけれども、これに合併算定替えが約46億あります。そういうことで195から6億が普通交付税にきておるわけでありまして、これはあくまでも標準的な財政需要というふうなことでありますので、この中でいろいろ、必ず算入されてもそのとおりに使わなくてもいいわけでありまして、そこで工夫して節減した部分をほかに回すということが出来ますので、そういう形でやっているわけでありまして、あくまでも地方交付税、普通交付税の算入は、標準的な需要額と市で入ってくる収入の差額分を交付している。地方の収入が国税で持っていかれておりますので、その財政機能としてもってきているというふうなことでありまして、あくまでもこれは標準的な算入であって、その使い道は個々の団体で係る経費は算入されたときも110使う場合もあるし、100のうち80で済む場合もありますので、それはその個々の団体の財政運営のやり方だと思います。ですから、ほかに回すとかというふうなこともあるわけですが、必ずこの交付税の需要額どおりに使えということではありませんので、そういう制度だというふうなことでご理解願いたいと思います。

○議長（鎌田 正） 次に、2番の項目について質疑を許します。

○3番（後藤 健） 次に、大きな2項目め、特定不妊治療・不育症治療費補助金についてであります。

先程も申し上げましたが、この件につきましては昨年のこの予算質疑でも取り上げさせていただきました。どうぞよろしくお付き合いください。

まず、医療機関の指定について伺います。

事業説明書を見ますと、補助を受けるためには指定医療機関ということで、大館市の大館市立総合病院、秋田市の秋田大学医学部付属病院、設楽産婦人科内科クリニック、清水産婦人科クリニックと、そして湯沢市の池田産婦人科医院と大仙市の大曲母子医院と6つの医療機関が指定機関として受けているようであります。当然、県内はもちろん県外においても不妊治療を扱う、またはその専門に扱っているというような医療機関もたくさんあるわけがございますけれども、なぜこの補助の対象として医療機関の指定をされているのか、なぜこの県内6つの医療機関が指定されているのかというところの理由をまずはお聞かせ願いたいと思います。

また、先程申しましたように、県内や県外にも当然不妊治療を扱っている医療機関はたくさんあるわけございまして、事実その少しでも妊娠の可能性を高めるためにですね、交通費をかけて、場合によってはその滞在費をかけてまで不妊治療において有名な県外の医療機関を受診しているという例を私もたくさん見聞きしているわけでございます。

そこでお伺いしますが、先に挙げた医療機関の枠を取り外してですね、その県外や県内の医療機関以外でも不妊治療を行った場合、この市の事業である不妊治療の補助を受けられるようにすべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

次に、所得制限についてお伺いします。

夫婦の前年の所得の合計が730万円未満であることが補助の条件となっているようでございます。以前の予算質疑の中でも触れましたけれども、不妊に悩んで、特に一般不妊治療でなかなか子供ができずに特定不妊治療を考えている夫婦の場合、通院を繰り返し、そこに至るまでに決して少なくない治療費をかけているのではないのかなというふうに思っております。またその不妊の原因として、夫婦どちらかの病気が原因である場合も少なからず見受けられ、その場合においては不妊治療の前に原因となるその病気を治療するための費用にもある程度お金をかけてきていることになると思います。確かにその限られた予算の中ですので、一組でも多くこの補助制度を使ってもらうために所

得を制限するという意図も理解できるわけでございますけれども、先程申したように、その特定不妊治療を考えている夫婦の場合は、既にその多額の医療費をかけていることにより、さらに高額な医療費がかかってしまうこの特定不妊治療を躊躇している夫婦がいるとすれば、僕はこれはあまりにも残念ではないのかなというふうに思っているわけでございます。その不妊治療を望む夫婦がいかなる状況下においてもですねこの事業を受けて、不妊治療を受けて、一人でも多くの子供を授かるようにこの所得の制限を撤廃すべきと考えますがいかがでしょうか、お考えをお伺いします。

次に、この補助事業の周知の方法についてお伺いします。

今や不妊に悩む夫婦は10組に1組とも、7組に1組とも言われ、決して特殊な症例ではなく、当然不妊治療を受ける、またはその希望する夫婦も近年増えてきているわけでございます。不妊治療は不妊に悩む夫婦にとっては、待望の子供を授かる大きなチャンスであり、特に特定不妊治療においては高額な治療費の問題さえクリアできるのであればチャレンジしたいと考えている夫婦がほとんどではないでしょうか。そのような中において、この事業のような補助制度は、不妊に悩む夫婦にとってはまさに希望の光とも言うべき事業であり、県の制度に上乘せする形で市独自で予算をつけてくださっていることに対しては私も敬意を表するものでございます。

しかしながらですね、せっかくその補助制度の情報が不妊に悩む夫婦に行き渡っているかといえば、私は決して行き渡っているとは言えないと思っております。実際、私の周りでもこの制度を知らなかったという方もおります。市の広報に掲載されたのは私も見ましたけれども、もっと不妊に悩む方たちに直接情報が届くような周知をすべき、することによってこの補助制度を利用する夫婦が増える、ひいてはその多くの夫婦が不妊治療を受けて待望の子供を授かることにつながると考えますが、現在の周知、もしくは今後の周知の仕方のお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（鎌田 正） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松副市長。

○副市長（老松博行） 特定不妊治療・不育症治療費補助金についてお答え申し上げます。

1点目の補助対象となる医療機関が指定されている理由につきましては、特定不妊治療及び不育症治療を受ける患者の安全と安心を確保するというような観点から、当該治療を行う医療機関はそのための十分な能力と技量を有した医師であること並びに必要な設備、倫理性と安全性を検討できる組織体制が整備されていることが必須であるというふうなことから、日本産婦人科学会が審査基準に照らしまして、客観的にその適格性を

判定し認定することにより指定を受けさせ、基準を満たしている医療機関であることを明らかにする必要があるためということでもあります。

具体的な基準といたしましては、1つ目として、当該医療の実施責任者は日本産婦人科学会認定の産婦人科専門医の資格取得後、不妊治療に2年以上従事した者で、さらに生殖補助医療に関する登録施設において1年以上勤務し、必要な技術等を習得した者であることというふうになっております。また、2つ目として、施設設備として採卵室、培養室、移植室が独立して整備されていること、3つ目として、倫理委員会、安全管理委員会などの機関が常設されていることというふうになっておりまして、これらを全て満たしていることが条件となっております。

なお、この治療につきましては、当該指定医療機関であれば全国どこでも受診が可能でありまして、平成24年度の市に対するこれまでの補助金申請におきましては、県外の指定医療機関での受診された方が3名、県内で受診された方が9名となっております。

2点目の、所得制限の撤廃、もしくは緩和につきましては、この補助制度は議員もご指摘ありましたけれども、限られた財源の中で高額な治療費の経済的負担の軽減を図り、妊娠・出産の環境を整えることが目的であります。少子化対策の一環として行われているものでありますので、所得制限につきましては、県と同じ基準、これは国の基準も同じでありますけれども、県と同じ基準の夫婦の所得合計額730万円未満を現在のところ継続してまいりたいというふうに考えております。

3点目の本補助制度の周知方法につきましては、平成24年度は新規事業として市の広報の平成24年3月号・4月号・9月号にそれぞれ関係記事を掲載するとともに、市内の産婦人科に対する周知に努めてきたところであります。平成25年度におきましては、さらに市ホームページを活用するとともに、周知用チラシを作成し、大曲仙北医師会、大曲仙北薬剤師会を通じて各医療機関・薬局等へ配布するほか、公共機関への配布にも努めまして啓発と周知の徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鎌田 正） 再質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、3番。

○3番（後藤 健） 1点目については県外でも受けられるということによかったなと思っているわけですが、その所得制限のところなんですけれども、その

特定不妊治療のうちのその体外受精については、その妊娠率がやっぱり20%、30%とも言われているわけございまして、1回でできる夫婦も当然いるんでしょうけれども、大概はやっぱり2回、3回と挑戦を繰り返すのが現状ではないのかなというふうに思っております。そのような中でですね夫婦で730万円という収入、大仙市のあたりでは多い方だと思うんですけども、年にやっぱり4回は無理なんだろうけれども、年に2回、3回と体外受精を繰り返した場合ですね、大きな負担になってしまうと思います。先程副市長の答弁にもありましたけれども、県の基準も730万ということで、730万円を超してしまえば、もう完全補助がなくなってしまうという状況でして、そのような状況で2回、3回と特定不妊治療を受けるにはかなりの負担になるのではないのかなということが推察されます。せめて市だけでもですね、県の基準は県の方で決めることなんだろうけれども、市だけでもですねその所得の制限をなくす、もしくは大幅に緩和するということで、その不妊治療を受けたい夫婦一組でも多く受けられるようにしてほしいと思うんですが、その辺どうでしょうか。やっぱりお金の問題で、730万円確かに多いんですけども、何回も言うように、2回、3回と受ければ大きな負担になりますので、そのお金の問題で不妊治療を受けられなかったというふうな夫婦があれば、本当に僕は残念だと思いますので、市の方でどうにか手当てして欲しいなというふうに思っております。

それとその周知のところなんですけれども、ホームページとチラシを活用するということが非常によかったなと思うんですが、やっぱり特に今の若い人というのは、やっぱりまずはインターネットで情報を探すというのが一般的でして、この不妊治療の補助制度に限らないことだとは思いますが、やっぱり市のホームページですね、もっとこう補助金なんかの一覧のページを作ってもいいですし、もっと見やすいような、たどり着きやすいような形でですねホームページに掲載してほしいなというふうに思います。ちなみにこのホームページは、もうこれからということでしたが、4月ぐらいからもう掲載されるということよろしいでしょうか。

○議長（鎌田 正） 再質疑に対する答弁を求めます。老松副市長。

○副市長（老松博行） 再質問にお答えさせていただきたいと思います。

所得制限の関係であります。これまで23年度の実績を見ますと、大仙市はまだ実施していませんでしたので、保健所管内のデータになりますが、管内の申請件数78件で、うち大仙市関係分が44件、23年度ですけれども、今年が今のところですね1月

時点で管内では74件、大仙市分は50件というふうになっております。ただ、市の方に県の補助金20万円を超えてまだ支出があると、支払いがあるというような場合、市の方に請求が来るわけですけれども、これが先程申し上げました今のところ16件と、12人の方なんですけれども、2回目、3回目の方もいらっしゃいますので、全部で16件を今、申請が来ております。この後もまだ年度末までは若干増えるだろうというふうに思っておりますが、ただ今回、保健所の方へ照会したところ730万円を超えて残念ながら対象外ですと、対象基準額を超えていますというようなご指摘を受けた方は1名、1組といますか、あったというふうに聞いております。実際そういうふうな方がいらっしゃるということでもありますので、今いろいろ大仙市も24年からですけれども、県内では一番手厚い制度を作ったつもりでありまして、そういうふうに認識しております。この後も実態を検証しながら、その辺の所得基準が適切かどうか検証しながら対応してまいりたいというふうに思いますけれども、いかんせん大もと、国が730万、これは全国、国の補助ですのでそういう基準になっていると。県も国から補助をいただくために730万というのをベースに県の制度も構築されております。そういったことで、そういった点も含めてですね、国・県の動向も踏まえながら、それから実際の実態も踏まえながらこの後検証して検討させていただきたいと思っております。

それから、インターネットの関係については、すぐ掲示したいと思っておりますし、それからいろいろ見やすいように、わかりやすいようにというご指摘でしたので、研究させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（鎌田 正） 再々質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） はい、3番。

○3番（後藤 健） そうすれば1点だけ、その所得制限のところなんですけれども、先程その保健所からの話で大仙市で該当者が1組ということで、先程から言っているように、なかなか730万を超える夫婦というのは大仙市では少ないとは思いますが。だからこそその制限を取って欲しいなというふうに思うわけでございます。24年度予算から150万円ほど減っているようでございまして、その減ったことについては今はあれですけれども、その150万円分があれば、おそらく730万の制限をとっばらっても対応が可能ではないのかなというふうに思いますので、答弁はいりませんけれども、

今後の検討をしていただきたいなというふうに思います。

終わります。

○議長（鎌田 正） 答弁知らない。いや、あえて答弁もらった方がいいんでないですか。これは老松副市長じゃなくて栗林市長から答弁もらった方がいいと思いますけれども、市長、どうでしょうか、この点。

○市長（栗林次美） こういう問題を急に答弁なかなか大変なんですけれども、今ずっと議論聞いてきてましてですね、確かにこの不妊に悩む皆さんの問題もありますけれども、私市長としては、やはり全体のその医療にかかりにくい人、かかれない人、そういう人の問題も含めてやはり考えていかなければなりませんので、この場で即答を求められても、むしろ私も今ずっと、例えばその難病の皆さんであるとか、あるいは国保税を納められなくて資格証になったり、そういう人たちの問題とか、そういう問題をずっと考えてましてですね、確かに数からいきますと予算の額からいきますと、そこを外すということはできるかもわかりませんが、そうした場合、全体の医療との関係の中でのものを考えるべきではないかなというふうにずっと思っていましたので、我々いろいろ研究してみます。できればもう少し国含めて、何でももう少しこの問題について、制度が大体、国の制度もできたばかりという状況なので、県も含めてもう少し全体で支えていくようなレベルアップできないかということをもっと考えるべきかなと思ったりもしています。いろいろまず勉強させていただきたいと思います。

○議長（鎌田 正） これにて3番後藤健君の質疑を終わります。

【3番 後藤健議員 降壇】

○議長（鎌田 正） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第52号から議案第72号までの21件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（鎌田 正） 次に、日程第64、陳情第58号及び日程第65、陳情第59号の2件を一括して議題といたします。

本2件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託い

たします。

○議長（鎌田 正） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、3月8日から3月14日までの7日間、休会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鎌田 正） ご異議なしと認めます。よって、3月8日から3月14日まで7日間、休会することに決しました。

○議長（鎌田 正） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、来る3月15日、本会議第5日を定刻に開議いたします。ご苦労様でした。

午前11時14分 散 会

